

栗国村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者募集要領

1 目的

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）に基づき、栗国村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦を求めるとともに、募集を行う。

2 栗国村農業委員会の委員の概要

- (1) 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、村長が議会の同意を得て任命する。
- (2) 定数は、5 人。その内過半数を認定農業者とし、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者も含む。
- (3) 身分は、特別職で非常勤の地方公務員。
- (4) 任期は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで。

3 栗国村農地利用最適化推進委員の概要

- (1) 委員は、農地等利用の最適化推進に熱意と識見をもって職務を適切に行うことができる者のうちから、農業委員会が委嘱する。
- (2) 定数は、2 人。担当する区域及び推進委員の数は、金附名・寄草区域 1 人、四志・巣飼区域 1 人とする。
- (3) 身分は、特別職で非常勤の地方公務員。
- (4) 任期は、委嘱の日から農業委員の任期満了まで。

4 主な業務内容

(1) 農業委員

- ①農業委員会総会への出席
- ②農地利用の最適化の推進に関する指針の作成、変更
- ③農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- ④農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定
- ⑤農地利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定

(2) 農地利用最適化推進委員

- ①農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積、集約化を推進
- ②耕作放棄地への発生防止と解消を推進
- ③農地中間管理機構と連携
- ④農業委員会総会に出席し、担当地域の農地法等の申請内容等について意見を述べる

5 推薦人の要件

推薦を行うことができるものは、農業者又は農業者が組織する団体その他の関係者で

あって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 栗国村内に住所を有する者
- (2) 本村の常勤職員でない者
- (3) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

6 推薦される者及び応募する者の制限

次のいずれかに該当するものは、委員の候補者となることができない。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 村税、分担金、使用料及びその他の歳入に滞納がある者

7 推薦及び応募の手続き

下記の該当する様式に必要事項を記入のうえ、栗国村長又は栗国村農業委員長宛てに提出する。

(1) 提出書類

①農業委員候補者関係様式

ア 団体が推薦を行う場合

【様式第1号 農業委員会委員候補者推薦書（団体用）】

イ 自ら応募する場合

【様式第2号 農業委員会委員応募申込書】

②農地利用最適化推進委員関係様式

ア 団体が推薦を行う場合

【様式第1号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体用）】

イ 自ら応募する場合

【様式第2号 農地利用最適化推進委員応募申込書】

※【確約書及び承諾書】と【同意書】は候補者全員提出が必要です。

(2) 提出方法：持参、郵送のいずれか

(3) 提出場所：〒901-3792

栗国村字東483番地

栗国村役場経済課内 栗国村農業委員会

TEL 098-988-2258

FAX 098-988-2464

(4) 募集期間：令和8年7月10日（金）～令和8年8月10日（月）

(5) 受付時間：土日・祝日を除く村役場開庁日の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、当日消印有効とする。

(6) 候補者情報の公表：候補者及び推薦者に関する情報（住所を除く）は、応募期間終了後に栗国村掲示板と公式ホームページで公表する。

(7) その他：農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に、同時に推薦・応募することができる。ただし、兼務はできない。また、農地利用最適化推進委員については、同時に、他の区域に推薦・応募することができる。

